平成２５年（フ）第３１８号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目６番33号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目14番７号
債務者　中村　宗幸
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１２号
埼玉県草加市西町418番地４　田中荘204号、旧住所埼玉県草加市西町859番地７
債務者　高橋　郁夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目14番36号　ローヤルシティ新越谷407
債務者　篠原　　猛
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地15棟104号
債務者　嶋田　祐二
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町２丁目37番地の４
債務者　大村　廣明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第１０９号
群馬県高崎市八幡町1181番地１
債務者　山内　　諭
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２７９号
神奈川県小田原市酒匂１丁目10番16号
債務者　三武　　淳
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４０号
愛知県碧南市篭田町２丁目79番地　新篭田荘ロ号、前住所愛知県半田市相賀町１番地の104　ナビウッディ半田マンションⅡ番館802号
債務者　磯貝　美佳
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字長浜839番地11
債務者　谷　　智栄
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
北海道芦別市北７条西３丁目３番地の３　ハイツウラヤマ105号
債務者　竹内　　博
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
北海道室蘭市東町１丁目22番１―402号
債務者　松田　　学
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
神奈川県小田原市栢山1895番地ヴィレッジ古澤102、住民票上の住所神奈川県小田原市板橋1069番地の５
債務者　田中　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４５号
神奈川県座間市相武台３丁目4692番地の６相武台住宅２―103号
債務者　濱田　恵二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９９号
長崎県長崎市女の都３丁目５番４―104号
債務者　髙﨑よし子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
さいたま市大宮区天沼町１丁目459番地１グランド・メゾン大宮101
債務者　若井　由佳
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
埼玉県川口市西川口３丁目15番２―204号　広友川口マンション
債務者　坂橋　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
さいたま市緑区太田窪１丁目30番12号　フェリーチェフローラ105号
債務者　斉藤　成行
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係